

平成 16 年第 2 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成 16 年 11 月 1 日（月） 午後 7 時 00 分

場 所 市役所 3 階 庁議室

出席者

〔委員〕 向田 直範、矢吹 徹雄、酒井 哲夫

なお、植松委員、三塚委員については所用のため欠席。

〔事務局〕 総務部長、情報管理課長、情報公開担当主査、情報管理課担当員（1 名）、税務課長、税務課土地担当主査、農業委員会事務局次長、同主査、総務課長、総務課法制担当主査

傍聴者 なし

議 題 【諮問 1】 1. 石狩市個人情報保護条例及び石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

- （1） 個人情報を開示しない場合の規定に、個人情報の存在有無の応答を拒否する項目を追加する。
- （2） 自己に関する個人情報が不当に取り扱われている場合に、その取扱いを是正するための措置を請求できる規定を追加する。
- （3） 受託業務に従事していた者に対しても、現に当該業務に従事する者と同様、個人情報の適正な取扱いに関する義務規定を追加する。
- （4） 実施機関、受託者及び指定管理者が個人情報の取扱いについて違反行為をした場合に罰則を適用する規定を追加する。
- （5） 不正な手段等により、個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科す規定を追加する。

2. 石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について審査会委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合、当該委員に対し罰則を適用する規定を追加する。

【諮問 2】 農地情報システム導入に係る土地台帳情報の農地基本台帳への活用について

【諮問 3】 訴訟提起に係る議案における個人情報の取扱いについて

配布資料

・ 諮問書

・ 平成 16 年度第 2 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会資料

議事内容

開会

【向田会長】 みなさま、一日のお仕事でお疲れのところご苦勞様です。

本日は、平成 16 年度第 2 回目の審査会となります。

それでは、事務局から本日の予定について説明願います。

【事務局】 本日は、個人情報保護関連 5 法の成立に伴う条例改正について、土地台帳情報の農地基本台帳への活用について、訴訟提起に係る議案における個人情報の取扱いについての諮問案件 3 件について、ご審議をいただきますようしくお願いいたします。

【向田会長】 では、市長から諮問を受けたいと思います。宜しく願います。

【総務部長】 市長、助役が所用のため不在ですので、代理として諮問書をお渡しいたします。

石 情 報 第 2 4 5 号

平成 1 6 年 1 1 月 1 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

石狩市個人情報保護条例及び石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例
の一部改正について（諮問）

平成 15 年 5 月 30 日、個人情報保護関連 5 法（「個人情報保護法」、「行政機関個人情報保護法」、「独立行政法人等個人情報保護法」、「情報公開・個人情報保護審査会設置法 J」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が公布されました。

また、平成 16 年 4 月 2 日、閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」の中で、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえた条例の見直しを求めており、石狩市個人情報保護条例及び石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例においても、これら法律の趣旨を踏まえた見直しをすべきであると考えことから、次のとおり諮問します。

記

1. 石狩市個人情報保護条例の一部改正について

(1) 個人情報を開示しない場合の規定に、個人情報の存在有無の応答を拒否する項目を追加する。

(2) 自己に関する個人情報が不当に取り扱われている場合に、その取扱いを是正するための措置を請求できる規定を追加する。

(3) 受託業務に従事していた者に対しても、現に当該業務に従事する者と同様、個人情報の適正な取扱いに関する義務規定を追加する。

(4) 実施機関、受託者及び指定管理者が個人情報の取扱いについて違反行為をした場合に罰則を適用する規定を追加する。

(5) 不正な手段等により、個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科す規定を追加する。

2. 石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

審査会委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合、当該委員に対し罰則を適用する規定を追加する。

石 情 報 第 2 4 6 号
平成 1 6 年 1 1 月 1 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

農地情報システム導入に係る土地台帳情報の農地基本台帳→ の活用について（諮問）

農業委員会事務局で管理する農地基本台帳における農家・農地情報は、日常的な農地等の移動を把握するだけにとどまらず、優良農地の確保とその流動化の一層の促進、担い手の確保・育成を図るための基礎資料として活用しています。このたび、「農地情報管理システム整備事業」において電算化した農地基本台帳情報と、土地台帳情報を照合することによる農地移動の適格な把握と、農地情報システム導入による農地の流動化等、業務の効率化を図る必要があることから、石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の規定により、貴審査会に諮問します。

事務の名称	所管課	利用・提供する 主な項目	利用・提供先	内容・理由
-------	-----	-----------------	--------	-------

固定資産の 評価及び賦 課事務	市) 税務課	土地所有者 の氏名、登記 簿上の住所、 土地面積、台 帳地目	農業委員会	農地基本台帳をはじめとする農地・農 家情報の管理及び適格な審査をする ため、農地情報データベースを視覚的 に地図情報システムを導入し、当該情 報利用する。
-----------------------	--------	--	-------	---

石 情 報 第 2 4 7 号

平成 1 6 年 1 1 月 1 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

訴訟提起に係る議案における個人情報の取扱いについて（諮問）

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号において、普通公共団体を当事者とする訴えの起は議決事項とされており、市が訴訟を提起するときは、あらかじめ議会の議決を必要とします。市が議会に提出する議案においては、個人情報である当事者の住所及び氏名のほか、請求の内容等訴訟の内容を提示することとなります。議会が当該訴訟が適切であるか否かを判断するためには、その内容が明らかでなければ判断のしようがなく、当該議案において当事者、訴訟物件、請求内容を明らかにすることが議会の審議上必要不可欠であると考えられることから、石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の規定により貴審査会に話問します。

【向田会長】 それでは、事務局から本日の諮問内容と資料について説明願います。

【事務局】 事前に送付している書類と本日配布した書類の確認をいたします。

【事務局】 諮問内容及び資料説明に入る前に、本日の審議の順番について私からご説明いたします。

【事務局】 それでは、私の方から事前に送付している書類と本日配布した書類の確認をさせていただきます。まず、事前に送付しております書類についてですが、訂正箇所があります。「条例に罰則を規定する理由とその根拠」と書かれた資料の 3 ページ目になりますが、2 の（1）の下から 3 行目、削除して下さい。まず、会議次第です。これには本日の諮問案件 3 件についての諮問案をつけております。

次に、諮問 1 に関する資料についてですが石狩市個人情報保護条例及び石狩市情報公開個人情報保護審査会条例に罰則を規定する理由とその根拠についての説明文書、条例の新旧対照表、それから、カラー刷りの読み替え比較表、改正規定に関する説明資料ですが全 11 ページのものです。次に、A3 の資料になりますが、これは罰則に関する他の自治体との条文比較表となっております。これと本日配布いたしました個人情報保護法制整備の背景、個人情報の保護に関する指針、以上 7 種類でございます。

次に諮問 2 についての説明資料ですが、農家基本台帳支援システムの導入と記載しているもので 3 枚つづりのものです。

諮問 3 についての説明資料ですが、2 枚つづりものとなっております。それでは、私の方からは以上でございます。

【事務局】諮問内容及び資料の説明に入る前に、本日の審議の順番について私からご説明いたします。議事進行の都合上、諮問案件の 2 番目「農地情報システム導入に係る土地台帳情報の農地基本台帳への活用について」を一番目に、案件の 3 番目「訴訟提起に係る議案における個人情報の取扱いについて」を二番目に、最後に「石狩市個人情報保護条例及び石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」、この順番で取り進めたいと考えておりますので、宜しくお願いします。

【向田会長】それでは、説明をお願い致します。

【事務局】税務課の中川です。宜しくお願いします。税務課所管の情報提供につきまして、私から諮問理由をご説明いたします。石狩市農業委員会事務局から、農地情報管理システムの整備事業遂行のため土地台帳に関する電子データの提供依頼があり、所管といたしましては、提供を求められている情報が土地台帳データで、土地台帳は登記情報であり、不動産登記法第 21 条により何人でも閲覧が出来ること、また、農業委員会での利用目的が、農地異動の適格な把握と農地の流動化の促進を図るなど公益性があること及びシステムの効率的な構築に必要であることから提供したいと考えております。しかしながら、情報の目的外利用に当たりますことから、貴審査会にお諮りしたところであります。宜しくご審議を賜りたいと思います。

【向田会長】担当課が提供したいということでお話がありました。それでは、農業委員会のほうから、利用の具体的な内容について説明をお願いします。

【事務局】だいたい、説明のありました農地情報管理システムですが、農業委員会として平成 15 年度と 16 年度の 2 カ年の事業として実施しております。平成 15 年度につきましては、現在、手書きになっております農地基本台帳を電算化しまして、農地と農家に関わる情報の分類、集計、統計業務が容易かつ迅速に行えるようになりまして農地流動化に向けた掘り起こし、対象農家の把握や

担い手育成などの推進に効果を上げております。また、今回の諮問案件ですが、平成 16 年度は農地基本台帳の情報を地理情報システムとリンクしまして地図からの台帳検索、現場の図面などを視覚的に確認できるようになり、農作業の受委託の把握、また、農地集積のシミュレーションなどを行い、一層の担い手の育成や農地流動化の促進が図られるという効果があるというふうに考えております。この事業の導入によって事務支援の効率化、農業経営の改善、担い手への農地利用の集積、新規就農者の促進する環境の整備など一層の推進が図られるものと考えております。

【向田会長】ありがとうございました。今の説明でございますが、まず、諮問の 2 番目に当たりますが、農地情報システム導入にかかる土地台帳情報の農地基本台帳への活用について何か質問がございましたらどうぞ。

【向田会長】これは、個人情報保護条例の第 10 条第 5 項ですね。審査会の意見を聴いた上で公益上の必要その他相当の理由があると認めて利用し、又は提供するとき、この条項に該当するものです。如何でしょうか？

【各委員】問題はないと思います。

【向田会長】特に問題はないということで、後ほど答申したいと思います。

【事務局】次の案件に入る前に、担当者が退席しますので宜しくお願いします。

【向田会長】引続き、事務局から諮問内容と資料について説明願います。

【事務局】それでは、私の方から説明をさせていただきます。今回の諮問に係る事案でございしますが、現在、教育委員会におきまして給食費の収納対策に努めているところでございます。給食費は私法上の債権に当たることから、税のような強制執行を行うことができず、その債権の行使については民法上の手続きに沿って行われることとなります。従いまして、今回、給食費の支払いにつきまして民事訴訟法第 383 条の規定に基づきまして、簡易裁判所に支払い督促の申立てを行うことを予定しております。この支払い督促につきましては、申立てが認められますと相手方に支払い督促が發布されますが、この支払い督促に対して相手方が異議申し立てをした場合、民事訴訟法第 395 条の規定により支払い督促の申立て時に訴訟が提起されたものとみなし、訴訟へ移行することとなります。このため、支払い督促に対して相手方から異議申し立てがあった場合は、市が訴訟を提起することとなりまして、その訴訟の提起に関しては地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決事項となるものでございます。訴訟の提起に係る議案の構成といたしましては、資料にもその雛形をお示ししておりますが、この議案の中で訴訟の当事者、訴訟物件、請求内容を明示いたしまして、議会の審議に付すこととなります。今回の事案は給食費に係る案件でございしますが、一般に市が訴訟を提起する場合に係る議案については議会の審議上、これらの事項を明確にする必要があり、当事者としても相手方の住所、

氏名が議案の中で明らかにされることとなりますので、この点につきまして、審査会のご意見を承りたいと思います。以上でございます。

【向田会長】はい、ありがとうございました。ただいまの件につきまして、何かご意見がありましたらどうぞ。

【各委員】支払い督促を申し立てる時は、いらないのでしょうか？

【事務局】これは、支払い督促の段階では、まだ、訴訟に至っておりませんので必要がないというのが、地方自治法関係の図書には載っております。

【向田会長】内容については全く異論がないということで後ほど答申したいと思います。引続き、3 件目の案件について事務局から諮問内容と資料について説明願います。

【事務局】それでは、私の方から資料説明させていただきます。まず、本日の諮問の発端となりました国の個人情報保護の法制化に至る背景についてご説明いたします。みなさまのお手元にあります資料のうち、「個人情報保護法制整備の背景」と書かれた 2 枚組みの資料をご覧くださいと思います。ここに記載されておりますとおり近年、官民を問わず IT 化が急速に進展おります。

公的部門においては電子政府・電子自治体の構築、民間部門においては、電子商取引の進展や顧客サービスの高度化など、IT 技術を駆使した行政運営や民間企業における事業展開の中で、個人情報大量に扱われることにより、住民の利便性や社会経済活動の向上、事務の効率化といった効果をあげていますが、その一方では、個人情報の漏えい事件などが増加傾向にあるなど、プライバシーなどの個人の権利利益侵害の危険性や不安感が増している状況にあります。政府はこのような背景を踏まえ、官民を問わず個人情報の保護に万全を期することが必要との基本的な方向性を示したところであります。その後、国会における審議を経て、平成 15 年 5 月 30 日、個人情報保護関連 5 法が公布されております。ここで、「個人情報保護関連 5 法案の概要」と書かれた資料の 4 ページ以降をご覧ください。ここには、各法案名とその概要が記載されております。Ⅰ 個人情報保護法案についてですが、まず、基本理念といたしまして、個人情報の適正な取り扱い、それから国の責務、施策について規定しております。一般法部分につきましては、自己情報の利用停止義務などが規定されております。改のページのⅡ 行政機関個人情報保護法案についてですが、ここには、今回の条例改正の内容にもありますように利用停止請求制度、罰則などについて規定されております。次ページの法案につきましては、ここでは省略させていただきます。次に、「個人情報の保護に関する基本方針」と書かれた資料をご覧ください。記載のとおり平成 16 年 4 月 2 日、「個人情報の保護に関する基本方針」が閣議決定され、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法などの内容を踏まえた条例の見直し、例えば、利用停止請求権や罰則の検討などが要請されて

いることから、今回の諮問に至ったわけであります。

次に、諮問案をご覧いただきたいと思います。

まず、石狩市個人情報保護条例の改正内容といたしましては、開示請求に係る存否応答拒否、自己情報の利用停止請求権、受託業務の過去の従事者に対する義務規定の追加、実施機関、受託者、指定管理者への罰則となっております。石狩市情報公開個人情報保護審査会条例の改正内容といたしましては、審査会委員への罰則規定の追加となっております。条例改正の要点としては以上であります。それから条文の改正案につきましては、こちらの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず、1 ページから 6 ページまでが石狩市個人情報保護条例の改正案、7 ページ目が石狩市情報公開個人情報保護審査会条例の改正案となっております。まず、利用停止請求に係る第 27 条 28 条 29 条の規定を新たに追加し、改正前の第 27 条以降を 3 条ずつ繰り下げることにいたします。また、第 34 条の指定管理者に関する特例の第 3 項つきましては、石狩市個人情報保護条例の第 3 章に新たに規定します自己情報の利用停止請求に関する手続き、それから第 4 章に規定する個人情報の取扱いに関する受託者の義務、第 6 章に新たに規定する罰則をこの指定管理者に適用する場合の読み替え規定となります。なお、この読み替え規定だけでは、非常にわかりにくいと思いますので、実際に読み替えた場合どうなのかという部分を分かりやすくするために、こちらのカラー刷りの読み替え比較表を作成いたしました。こちらの読み替え比較表の緑色で表示しております部分は前回の条例改正において準用及び読み替えをした部分であります。赤色で表示をしております部分は、今回の条例改正において準用及び読み替えをした部分であります。これによりまして、第 3 章におきましては、指定管理者は実施機関と同様の個人情報の取扱いを行わなければならないことになり、第 4 章においては、受託者と同様に個人情報の取扱いにおける義務を負うこととなります。また、第 6 章におきましても個人情報の取扱いにおける違反行為に対しまして、受託者と同様に罰則が適用されることとなります。

続きまして、諮問案の 1、石狩市個人情報保護条例の一部改正につきまして各項目ごとにご説明します。(1) 個人情報を開示しない場合の規定に、個人情報の存在有無の応答を拒否する項目を追加するということですが、これにつきましては、改正項目の説明資料 1 ページをご覧いただきたいと思います。この規定の趣旨としましては、まず、通常、個人情報の開示請求があったときは、その請求に係る個人情報の存否を明らかにして開示決定などを行うことが原則です。この規定はその例外として個人情報の存否を明らかにしないことができる場合について定めたものです。例としましては、病歴に関する情報の存在を前提として非開示決定をした場合、その個人が何らかの病歴を持っていることが

判明してしまい、情報開示したときと同様、本人の保護すべき利益が害されるおそれがあるというケースが想定されます。

次に（２）の自己に関する個人情報に不当に取り扱われている場合、その取扱いを是正する措置を請求できる規定の追加であります。

次の２ページ目をご覧ください。これは、開示を受けた自己に関する個人情報が、収集制限又は利用及び提供の制限に違反して取り扱われている場合にその違反行為を是正する措置を請求できる権利を定めたものです。また、開示・訂正請求権と同様に、個人情報に対する本人関与を構成する重要な要素でもあることから、条例上の権利として創設するものであります。

３ページ目をご覧ください。この規定は、自己の個人情報の利用停止請求をする場合の具体的な手続きを定めたものであり、請求においては、後日の紛争を防止する等の理由により、手続きには正確を期す必要がありますことから、各号に規定する事項を記載した請求書の提出を義務付けたものであります。

４ページ目をご覧ください。この規定は、利用停止請求があった場合、実施機関は速やかに請求内容と合致する事実があるか否かを客観的に判断できるように具体的な資料、事実を確認し、この請求に理由があると認めたときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用停止をし、その旨を本人に通知するという内容であります。次に５ページ目をご覧ください。

これは、不服申立に関する規定であります。利用停止の決定は開示・訂正決定と同様、行政処分として位置づけられるものであり、行政不服審査法に基づく異議申し立ての対象となることから、下線部分のとおり改正するものである。

次に諮問案１の（３）の受託業務に従事していた者に対しても、現に当該業務に従事している者と同様に個人情報の適正な取扱いに関する義務規定を追加することについてですが、改正規定の説明資料の６ページ目をご覧ください。この規定は、受託者の義務について定めたものであり、実施機関から個人情報の処理、施設の管理その他の業務を受託した者若しくはこれらの業務に従事していた者におきましても、実施機関の職員と同様の義務を科すことにより、個人情報の保護の徹底を図り、個人の権利利益の侵害を防止するものであります。次に（４）の実施機関、受託者及び指定管理者の個人情報の取扱いについて違反行為があった場合の罰則規定についてご説明します。

説明に入ります前に、今回、条例に追加します刑罰の対象者、適用範囲及び量刑につきましては既に札幌地方検察局との協議を終え、妥当であるとの回答を受けておりますので、ここでご報告申し上げます。

それでは、「石狩市個人情報保護条例及び石狩市情報公開個人情報保護審査会条例に罰則を規定する理由と根拠」と書かれた資料をご覧ください。罰則を規定する理由と根拠につきましては、罰則の対象者ごとに４つに区分した形で整

理しております。まず、1 番目として実施機関の職員に対する義務規定違反の罰則のについてであります。条文につきましては、改正規定の説明資料の 7 ページをご覧くださいと思います。この規定（第 37 条）は、実施機関の職員及び受託業務従事者（過去の職員、従業員含む）が、利用目的達成に必要な範囲を超えるなど、正当な理由がないにもかかわらず、電磁的媒体に記録された個人情報とその実施機関以外のものに提供した場合に罰則を科すことを定めたものであります。改に、その罰則を規定する理由と根拠についての資料をご覧ください。下から 8 行目になりますが、ここに記載されているとおり、市役所の日常業務において、大量の個人情報を扱うにあたり、パソコンなどの電子計算機が欠かせない状況となっている反面、このような個人情報ファイルが一旦、漏えいしますと、データのマッチングなどによる個人の権利利益の侵害など大きな影響を受けることが想定されます。

量刑につきましては、先に申しましたとおり、漏えいなどの事故が起きた場合大きな被害が想定されることと、他の法令に定める法定刑との整合性という観点から見た場合、行政機関個人情報保護法第 53 条と同様の趣旨であり、また、地方自治法第 14 条に定める限度額となることから、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金とするものであります。

続きまして、(2) ですが、条文につきましては、改正規定の説明資料の 8 ページをご覧くださいと思います。この規定（第 38 条）は、第 37 条に規定する者が、不正な利益を図る目的など悪意をもって提供・盗用した場合に罰則を適用するものであります。

例としましては、記載にもありますように、見返りを期待して名簿業者に名簿を売却するということが想定されます。逆に、不正な利益を図る意図がなく、単なる興味本位若しくは過失により個人情報を提供した場合は、本条の罰則は適用されず、地方公務員法上の懲戒処分に対応することとなります。

次に理由と根拠についてですが、これは資料の 2 ページ目、上から 4 行目以降をご覧くださいと思います。

ここでは、前条の規定に出てきます「個人の秘密」と本条に出てくる「個人情報」の違いについて記載しております。まず、「個人の秘密」についてですが、これは、地方公務員法第 34 条第 1 項に規定する「職務上知り得た秘密」のうち個人に関するものであり、一般的に知られていない事実であって、これを知らせることが利益侵害と考えられるものであります。これに対し「個人情報」は、個人を識別可能とする一切の情報で、秘密に該当しないものも含むものであります。例えば、電話帳上の氏名住所などがあります。従いまして、「個人情報」は「個人の秘密」よりも広い範囲を意味するものであるといえます。

なお、量刑については行政機関個人情報保護法第 54 条と同様の趣旨であり、

他の法令で規定する法定刑との整合性を考慮すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金は妥当性があると考えられます。

(3) ですが、条文につきましては、改正規定の説明資料の9ページをご覧くださいと思います。この規定(第39条)は、実施機関の職員が、その職権を濫用して職務以外の目的で個人情報を違法・不当に収集した場合に罰則を科すことを規定したものであります。例としては、住民記録データの閲覧権限を持っている職員が、自分の好奇心を満足させるためにその権限を濫用して自己の電子媒体にコピーするというケースが考えられます。

次に理由と根拠についてですが、これは資料の2ページ目、(3)をご覧くださいと思います。量刑については、行政機関個人情報保護法第55条と同様の趣旨であることから、合理性があるものと考えられます。

次に3ページ目をご覧くださいと思います。

2 受託者、受託事務従事者の義務違反に対する罰則についてご説明します。市から個人情報を取扱う事務に関して委託を受けた者の個人情報保護の実効性を担保するために、受託業務に従事している者が、義務規定に違反した場合、実施機関の職員と同様の罰則を設けるものであります。このページの(1)、(2)につきましては、この直前に説明しました実施機関の職員に対する罰則と同様の内容となっております。また、地方自治法第244条の2に規定する指定管理者につきましても公の施設の管理業務に伴い、個人情報を取扱うことは当然に想定されますことから実施機関の職員に対する罰則と同様の内容の罰則を科すことに合理的な理由があると考えられます。

次に4ページ目をご覧ください。3、受託者及び指定管理者に対する両罰規定について説明します。なお、条文については、改正規定の説明資料10ページをご覧ください。この第40条、両罰規定というのは、義務規定に違反した実際の行為者のみならず事業主をも罰することにより個人情報の適正な取扱いを担保するというものであります。この「事業主をも罰する」という部分の考え方ににつきまして、順番が逆になりますけれども(2)から説明いたします。個人情報を取り巻く社会的背景ですが、資料5ページ目にありますように個人情報の漏えい、売買などの事件が相次いでおり、個人情報の保護対策がうまく機能していないといった状況があります。

例えば、事業主による個人情報の適正管理がなされていない状況で従業者が個人情報を漏えいした場合、その従業者のみを罰するのみでは、刑の目的を達成することが困難であること、犯罪の抑止力としての効果も薄いと考えられますことから、その事業主についても罰することとしたものであります。この事業主への罰則は従業者の選任、監督その他違反行為の防止につき必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定して規定するものであります。行政機関個人情報

報保護法にはこの両罰規定はありませんが、個人情報を取扱う事務の委託の際には大量の個人情報が取扱われ、情報漏えい等が発生した場合には大きな影響を受けることと事業主の従業者に対する管理監督責任等も問われることから、当市条例に規定するものであります。

また、指定管理者が公の施設の管理業務をする際の個人情報の取扱いにおける義務違反につきましても、受託者と同様の扱いとするものであります。

次に諮問の 1 の（５）、不正な手段等により、個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科す規定について説明します。

この規定は、請求者が自己の身分を偽るなど不正な手段により個人情報の開示請求を行い、この開示決定に基づいて個人情報の開示を受けた場合にその者を罰するものであり、行政上の秩序罰としての過料を科すことにより開示請求権の適正な行使を担保するものであります。

最後に諮問の 2、審査会委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合、その委員に対し罰則を科すことについてですが、罰則を規定する理由と根拠資料の 6 ページ目の 4 をご覧ください。

審査会において不服申立などの審査を行う席上、個人情報を含む秘密を取り扱うことになりますが、審査会委員は地方公務員法上の特別職に該当し守秘義務が適用されないことから、その実効性を担保するために義務違反をした場合に罰則を科すものであります。情報公開・個人情報保護審査会設置法第 18 条におきましては、委員の守秘義務違反に対して 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科すこととしており、量刑におきましてもこの設置法と同様の趣旨でありますことから、同様の量刑を科すこととしたところでございます。

罰則についての説明は以上です。

次に「罰則等に関する他自治体との条文比較表」をご覧ください。

罰則の量刑を決定する際に参考としております。

以上、雑駁ではありますが、説明を終わらせていただきます。

【向田会長】事務局からの三つ目の案件の説明が終わりましたので、ただいまの説明について質問を受け付けます。

【向田会長】両罰規定について質問したいのですが、この規定で使用者側にも行為者と同様の罰則を科すわけですか？

【事務局】同じになります。

【向田会長】法人ですと罰金額はもう少し高いようですが…。

【事務局】この部分につきましては、札幌地方検察局と協議をしております。地検の見解としては、行為者と事業主に対して同様の量刑を科すことが一般的な考え方であるということでしたので、当市としましても、この見解を踏まえ

て量刑を統一することとなりました。

【向田会長】そうすると、あまり実効性がなくなってしまうと思います。内容がかなり広範囲に渡りますので、11枚の各規定の説明資料から見ていきたいと思います。まず、第16条の個人情報を開示しない場合ということで、既に1号から8号まであるわけですが、ここに9号を新たに付け加えるということになります。如何でしょうか？

【委員一同】特に問題はありません。

【向田会長】次に自己情報の利用停止請求権第27条ですが、第1号は当該個人情報の消去、第2号は当該個人情報の利用又は提供の停止となっております。その手続きについては第28条にありますように、請求書に第1号から第4号までの事項を記載することとなっております。その請求を前提として利用停止等に対する決定がなされるということになっております。第31条の不服申立の規定に利用停止に対する決定についても審査会に諮問し、異議申し立てに対する決定をするということになっております。如何でしょうか？

【委員一同】これもいいと思います。

【向田会長】それでは、第27条から第31条まではよろしいということになります。

【向田会長】次に受託業務に従事している者又は従事していた者についての義務規定ということで、これも当然のことですね。

【向田会長】この従事していた者というのは、期間があるのでしょうか？

【酒井委員】永久なんですかね？

【事務局】そういうことになります。

【向田会長】それでは、この第32条もよろしいですね？

【委員一同】いいと思います。

【向田会長】それから罰則については、第37条から第40条までですが、両罰規定については、事業主にもっと重い罰則を設けた方がいいのではないかと思います。

【事務局】その部分なのですが、実際、行為者よりも監督責任のある事業主に重い罰則を科すということについて、当初は考えましたけれども、先ほどの説明にもありましたように、地検の方でもそのような考え方が一般的であるというふうに聞いております。

【向田会長】両罰規定については、事業主に対しては量刑を重くしないと実効性がないという議論があります。実際、独占禁止法ですとか証券取引法の場合もそうなんですけど、実効性確保のために行行為者よりも事業主に対しての量刑を重くしようということなんですけれども。

【矢吹副会長】純粹に個人の行為に対する罰則を法人にも科すという発想ですよ。

【矢吹副会長】証券取引法では組織としての行為を罰するということですから。

【向田会長】それなら分からないことはないですね。それでは、これはよろしいですか？

【委員一同】はい、よろしいです。

【向田会長】最後に過料、秩序罰ですが、これは他の自治体なども過料ということになっているのでしょうか？

【事務局】これにつきましては、行政機関個人情報保護法の趣旨と同様に過料を設けている自治体が多いということです。

【向田会長】これもよろしいのでしょうか？

【委員一同】はい。

【向田会長】それでは、これらの部分につきましては、いずれも妥当であるということで答申いたします。

平成16年11月1日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範

平成16年11月1日付石情報第245号・246号、247号をもって諮問のありました下記の件について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

記

- | | |
|-----|---|
| 諮問1 | 石狩市個人情報保護条例及び石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について |
| 諮問2 | 農地情報システム導入に係る土地台帳情報の農地基本台帳への活用について（条例第10条第5号） |
| 諮問3 | 訴訟提起に係る議案における個人情報の取扱いについて（条例第10条第5号） |

【向田会長】 それでは、これで終わります。ありがとうございました。